

第 2 期成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について

- ①子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・ 1
- ②第 2 期成田市子ども・子育て支援事業計画
（令和 2～6 年度）の策定について・・・・・・・・・・ 1 1
- ③ニーズ調査の実施結果について・・・・・・・・・・ 1 4
- ④教育・保育提供区域について・・・・・・・・・・ 2 3
- ⑤計画における推計人口について・・・・・・・・・・ 2 5
- ⑥量の見込み及び確保方策について・・・・・・・・・・ 2 6

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一体化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・企業主導型ベビシッター利用者支援事業

⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビシッター派遣サービスを利用できるよう支援

地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、<u>2号認定子ども以外のもの</u>(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず
 家庭で子育てを行う家庭
 (子ども・子育ての利用希望)
 学校教育 + 子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
 (子ども・子育ての利用希望)
 学校教育 + 保育 + 放課後児童クラブ + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
 (子ども・子育ての利用希望)
 保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず
 家庭で子育てを行う家庭
 (子ども・子育ての利用希望)
 子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況 + 利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況 + 利用希望)、「確保方策」(確保の内容 + 実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
 ※私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
 家庭的保育事業者
 居宅訪問型保育事業者
 事業所内保育事業者

地域型保育給付
 = の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業

放課後
 児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例)平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある
場合は整備

(○年度に○人分)

○認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方針に係る事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子ども・子育て支援事業計画の記載事項について

必須記載事項

<p>教育・保育提供区域</p>	<p>➤ 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること</p>
<p>各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>	<p>➤ 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>➤ 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
<p>各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>	<p>➤ 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p>
<p>子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p>	<p>➤ 認定子ども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。</p>

子ども・子育て支援事業計画の記載事項について

任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画の理念

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

- 各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。

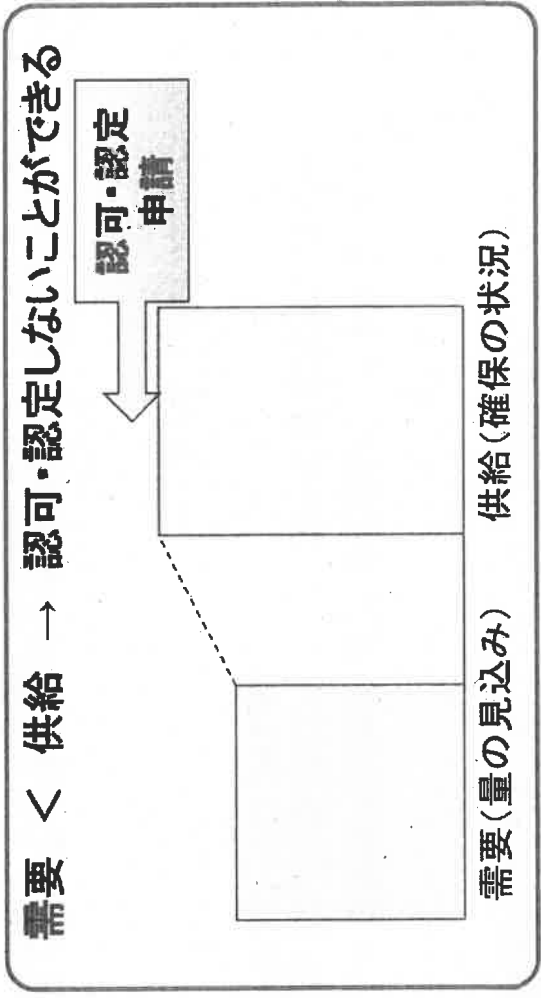
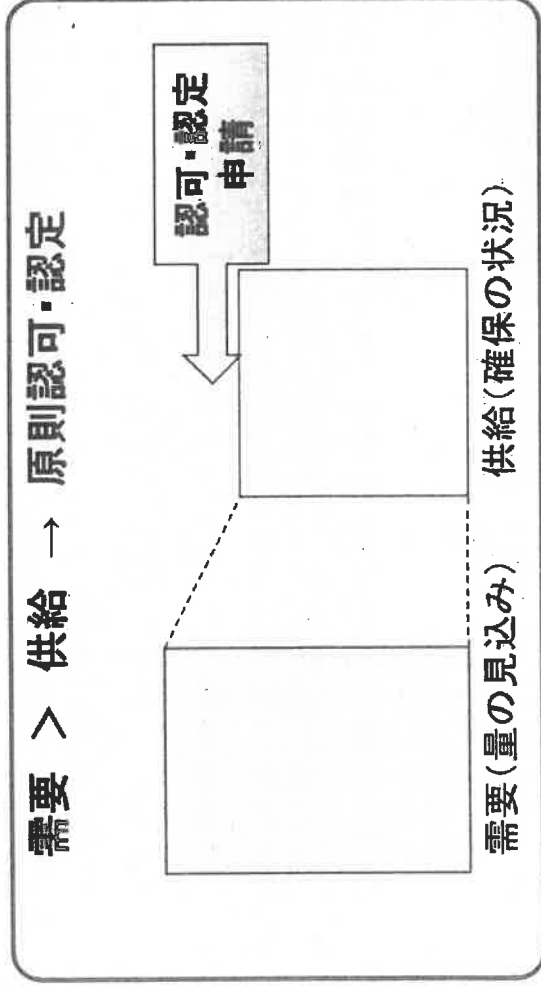
市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。

自治体計画と認可・認定の関係

- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合は整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定子ども園・保育所の認可・認定を行う。
 - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定子ども園・保育所の認可を行う。
 - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

「需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
 「需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)」



地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

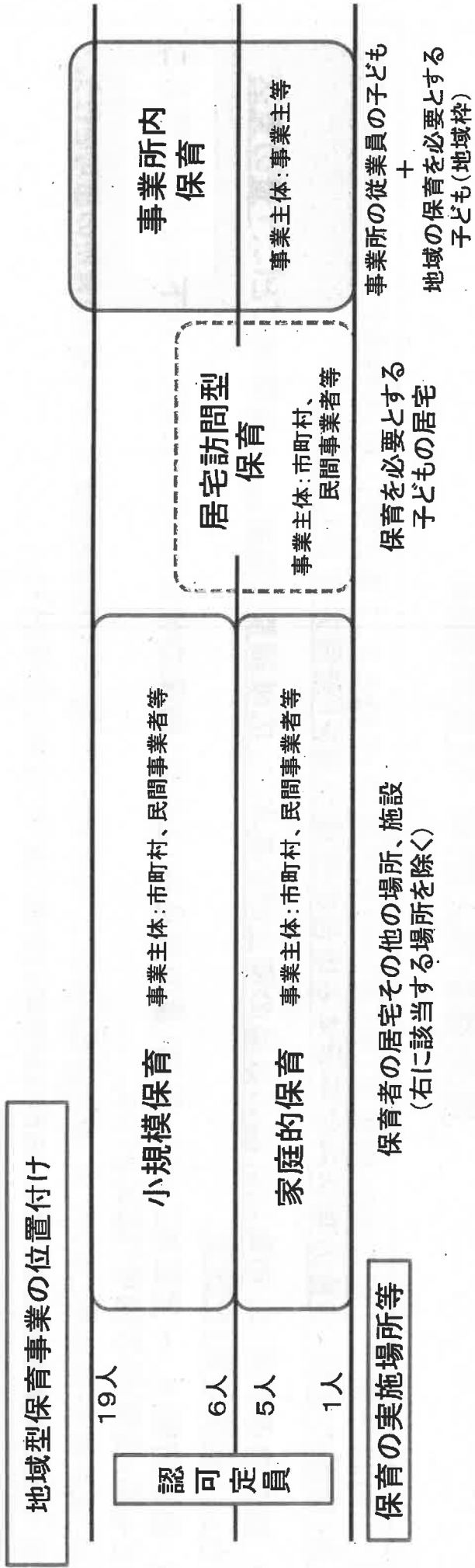
◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。



地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所に預かり、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補給給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

第2期成田市子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)の策定について

子育て支援課

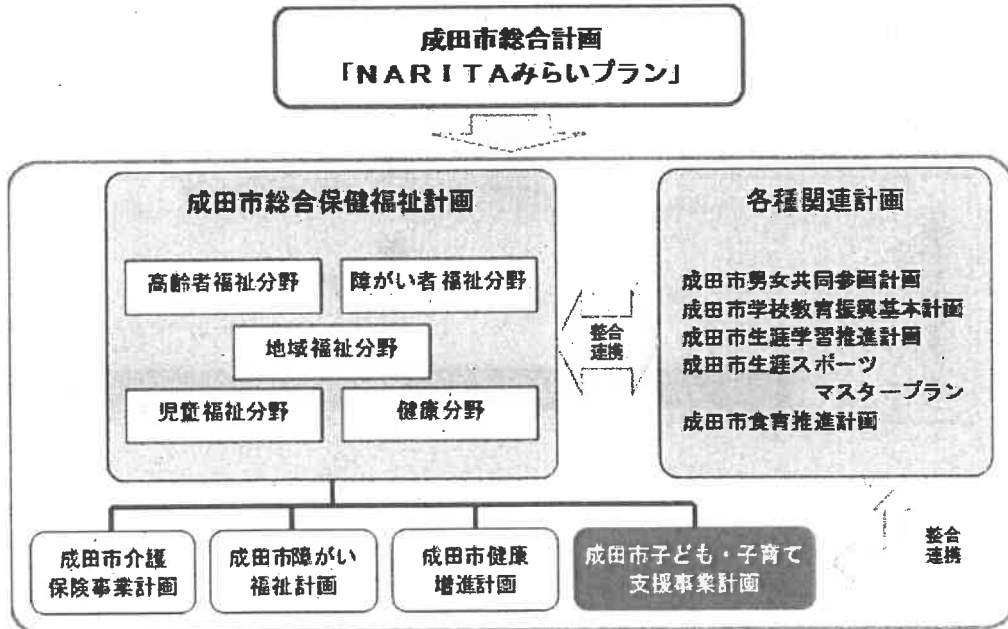
1. 計画の位置づけ

本市においては、平成21年度に策定した「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、「子ども子育て支援法」の趣旨を踏まえた「成田市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本市では、「成田市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である成田市総合計画「NARITAみらいプラン」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

■他の計画との関係



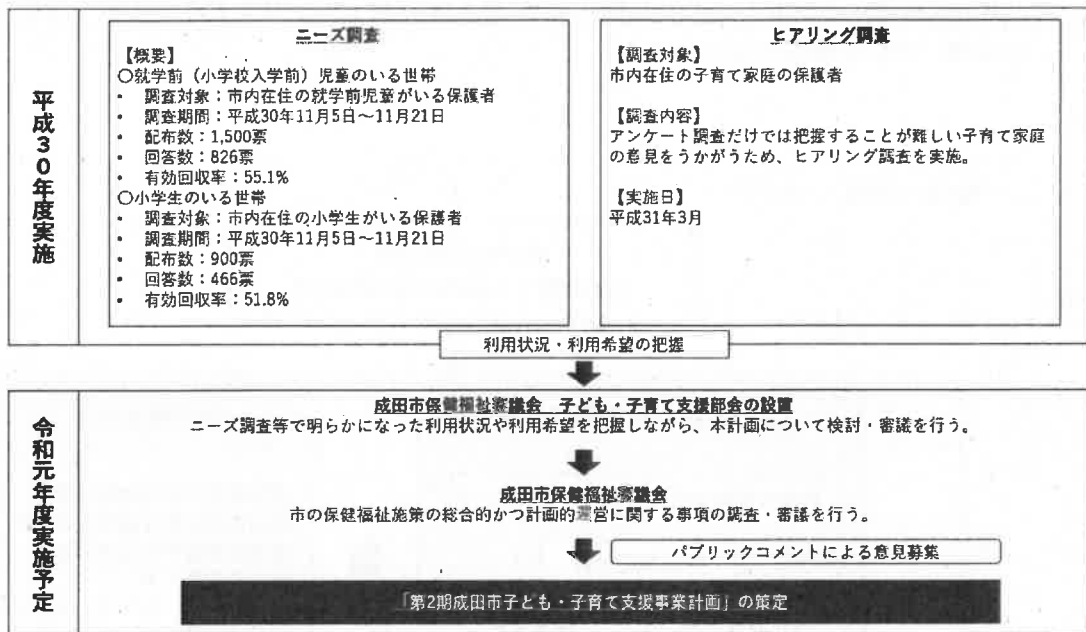
2. 計画の期間

本計画は5年を1期としており、令和2年～令和6年の5年間を計画期間とするものです。

(年度)

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
成田市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期成田市子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画策定に係る経過と今後の予定について



子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュール

平成30年11月	アンケート調査	ニーズ量の意向把握
平成31年3月	保護者ヒアリング	
令和元年7月	保健福祉審議会	子ども・子育て支援部会の設置
令和元年8月	子ども・子育て支援部会	ニーズ量、確保方策の報告
10月	計画量等を千葉県に報告 子ども・子育て支援部会	素案の報告
11月	保健福祉審議会	素案の報告
12月	12月議会 パブリックコメント実施	素案の報告 令和元年12月中旬～令和2年1月中旬
令和2年2月	保健福祉審議会 子ども・子育て支援部会	諮問 諮問についての審議
3月	保健福祉審議会 計画書を千葉県に提出	答申

ニーズ調査の実施結果について

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に利用するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

①未就学児童

- 調査対象：成田市在住の未就学児童がいる家庭の保護者 1,500 世帯
- 調査期間：平成 30 年 11 月 5 日～平成 30 年 11 月 21 日
- 調査方法：幼稚園・保育所における配布・回収、郵送配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
1,500 票	826 票	55.1%

②就学児童

- 調査対象：成田市在住の就学児童がいる家庭の保護者 900 世帯
- 調査期間：平成 30 年 11 月 5 日～平成 30 年 11 月 21 日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 配布・回収：

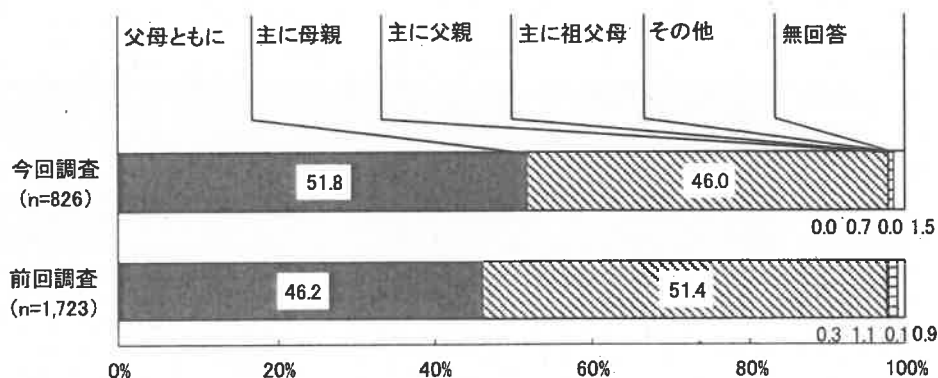
配布数	回収数	回収率
900 票	466 票	51.8%

(2) 調査結果の概要

①子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が51.8%と最も高く、次いで「主に母親」が46.0%、「主に祖父母」が0.7%となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」が上昇し、「主に母親」を上回っています。

図表 子育てを主に行っている方（未就学児童）【複数回答】

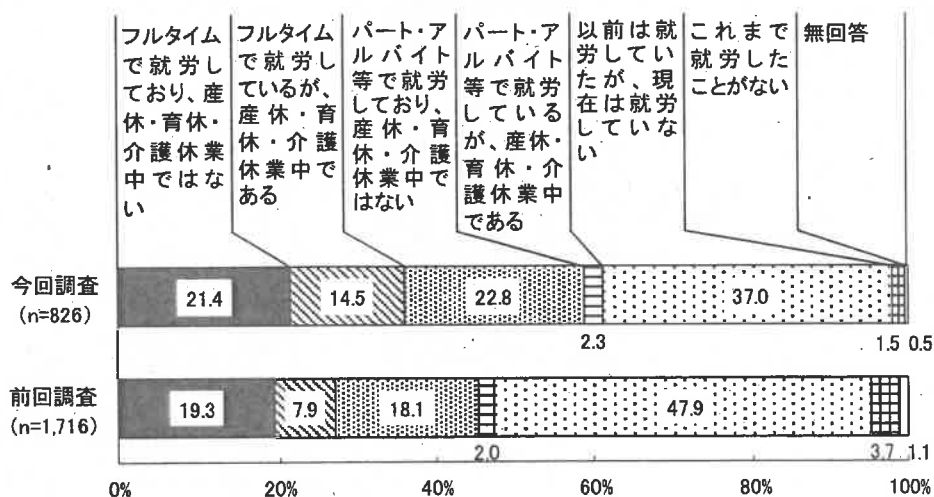


②母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.8%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.4%となっています。

前回調査と比較すると、就労していない割合が低下し、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合が上昇しています。

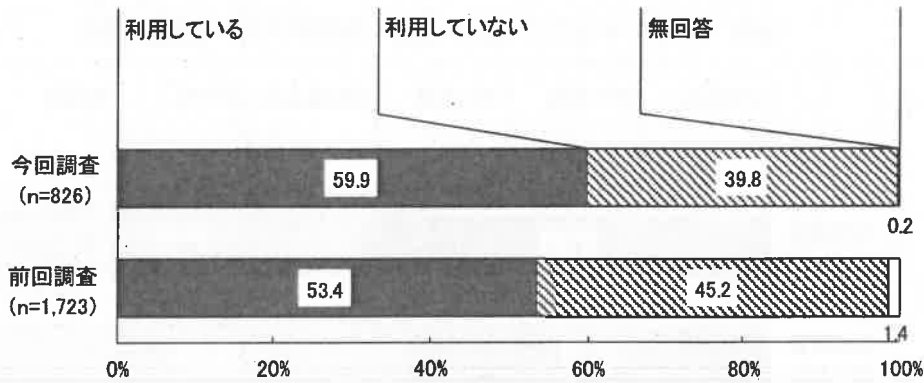
図表 母親の就労状況（未就学児童）【単数回答】



③定期的な教育・保育サービスの利用

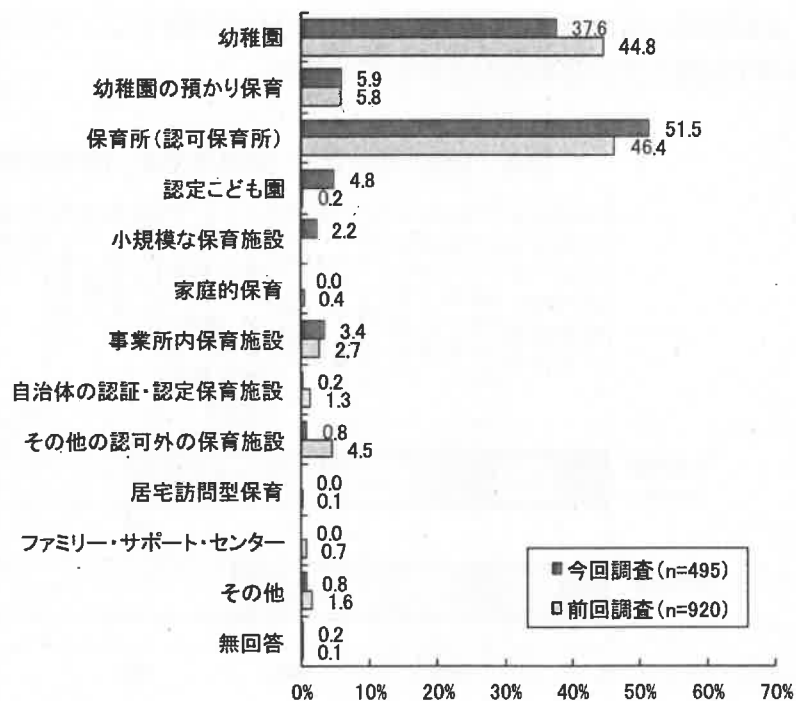
定期的な教育・保育サービスの利用の有無についてみると、「利用している」が59.9%、「利用していない」が39.8%となっており、前回調査よりも「利用している」が上昇し、「利用していない」が低下しています。

図表 定期的な教育・保育サービスの利用の有無（未就学児童）【単数回答】



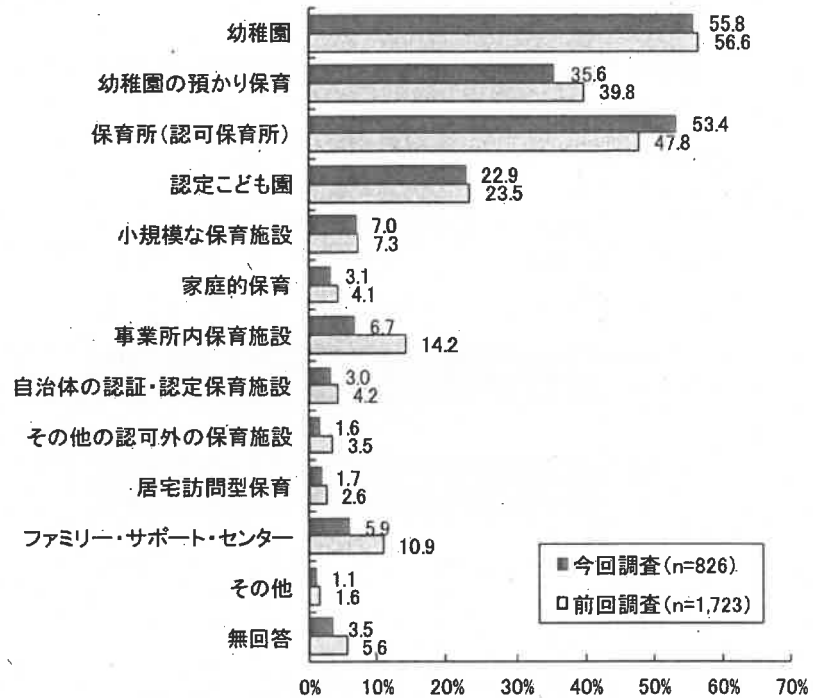
利用している定期的な教育・保育サービスについてみると、「保育所（認可保育所）」が51.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が37.6%、「幼稚園の預かり保育」が5.9%、「認定こども園」が4.8%となっています。また、前回調査と比較すると、「保育所（認可保育所）」や「認定こども園」は上昇し、「幼稚園」は低下しています。

図表 利用している定期的な教育・保育サービス（未就学児童）【複数回答】



現在の利用の有無に関わらず、定期的に利用したい教育・保育サービスについてみると、「幼稚園」が55.8%と最も高く、次いで「保育所（認可保育所）」が53.4%、「幼稚園の預かり保育」が35.6%、「認定こども園」が22.9%となっています。また、前回調査と比較すると、「保育所（認可保育所）」は上昇し、「幼稚園の預かり保育」は低下しています。

図表 現在の利用の有無に関わらず、定期的に利用したい教育・保育サービス（未就学児童）【複数回答】

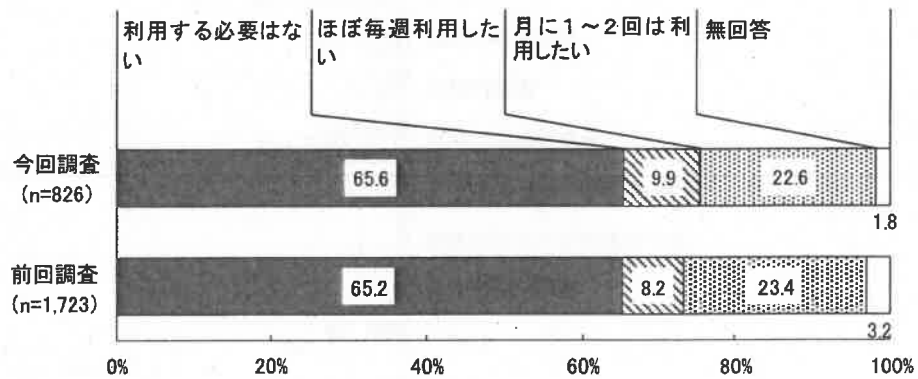


定期的な教育・保育サービスの利用希望についてみると、土曜日は「利用する必要はない」が65.6%、日曜日・祝日は「利用する必要はない」が75.2%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

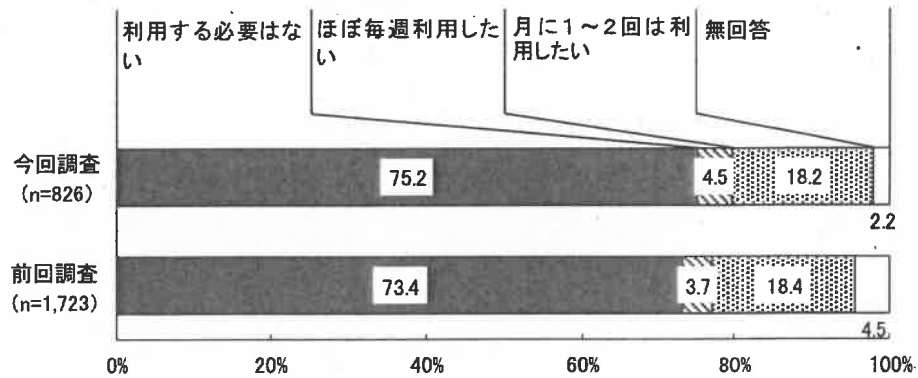
幼稚園を利用されている方を対象とした夏休み・冬休みなど長期の休暇期間は、「利用する必要はない」が39.0%と前回調査よりも低下している一方、「休みの期間中、週に数日利用したい」は49.2%と上昇し、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と合計すると、約6割となっています。

図表 定期的な教育・保育サービスの利用希望（未就学児童）【単数回答】

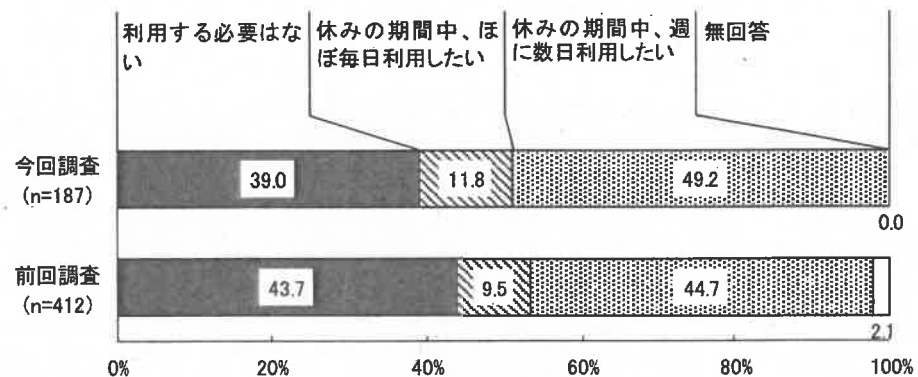
【土曜日】



【日曜日・祝日】



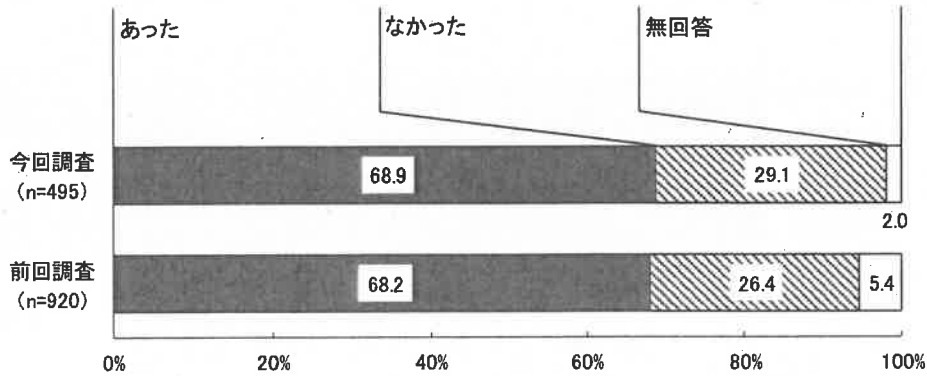
【夏休み・冬休みなど長期の休暇期間（幼稚園を利用されている方）】



④病気やケガの際の対応

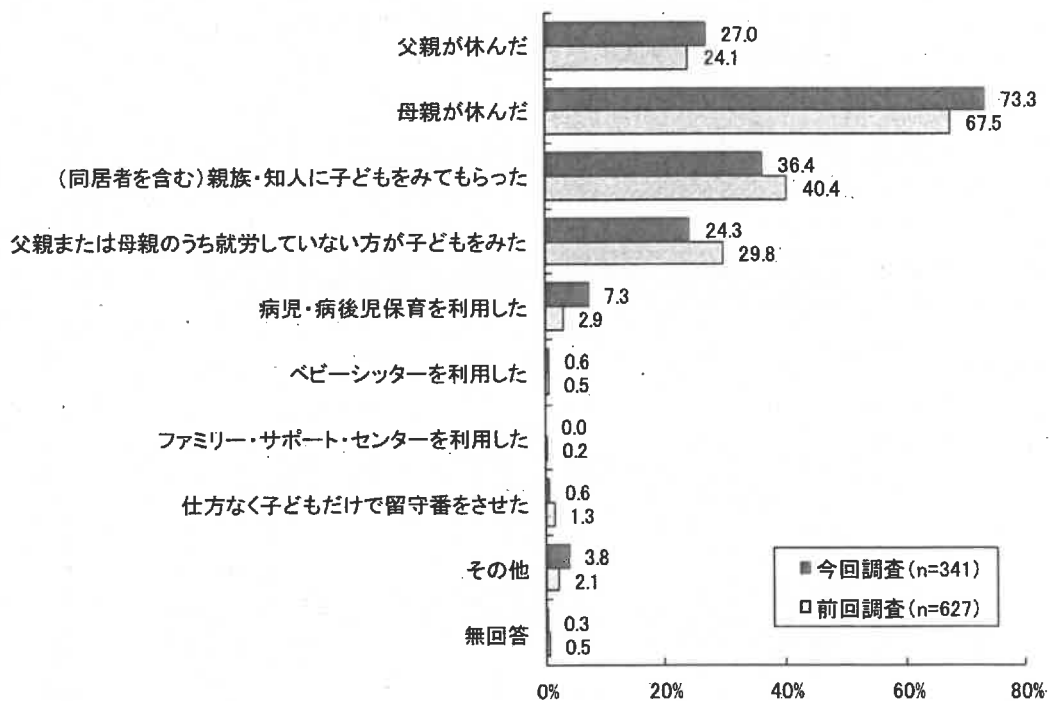
病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無についてみると、「あった」が68.9%、「なかった」が29.1%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

図表 病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無（未就学児童）【単数回答】



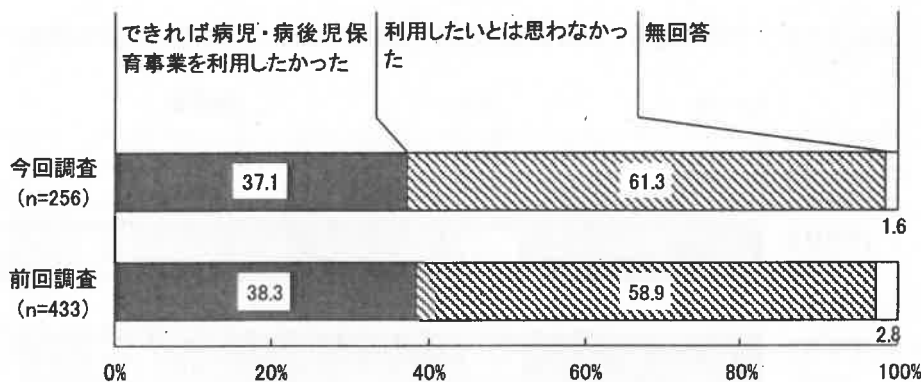
普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応についてみると、「母親が休んだ」が73.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が36.4%、「父親が休んだ」が27.0%となっています。前回調査と比較すると、「母親が休んだ」や「病児・病後児保育を利用した」が上昇し、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」などが低下しています。

図表 普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応（未就学児童）【複数回答】



病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わなかった」が61.3%、「できれば病児・病後児保育事業を利用したかった」が37.1%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

図表 病児・病後児のための保育施設等の利用意向（未就学児童）【単数回答】

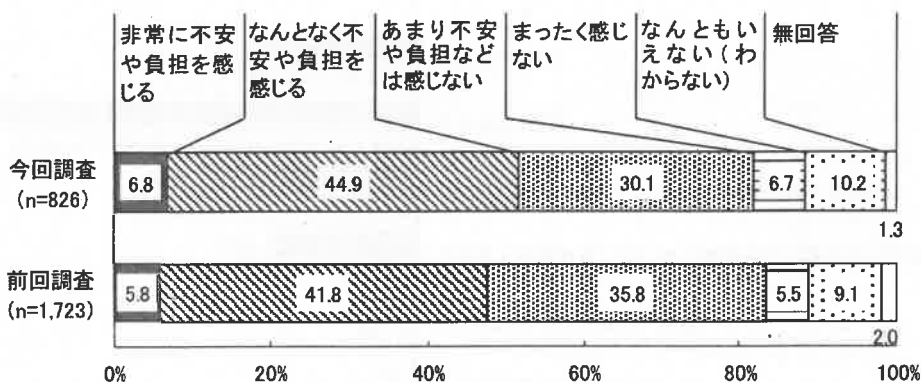


⑤子育て全般について

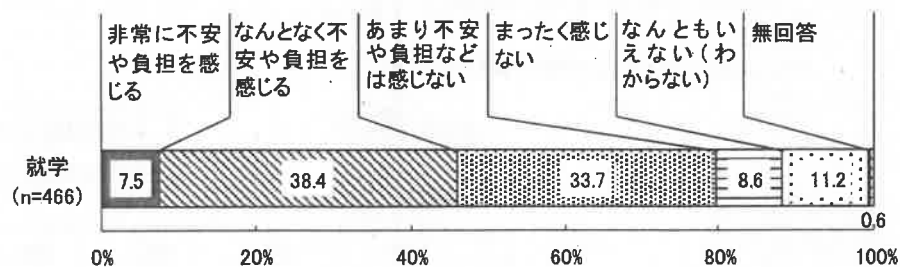
子育てに関する不安感や負担感についてみると、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計した『不安や負担を感じる』は未就学児童が51.7%、就学児童が45.9%と、未就学児童が就学児童を上回り、半数を超えています。また、未就学児童の前回調査と比較すると、『不安や負担を感じる』がやや上昇しています。

図表 子育てに関する不安感や負担感（未就学児童、就学児童）【単数回答】

【未就学児童】



【就学児童】

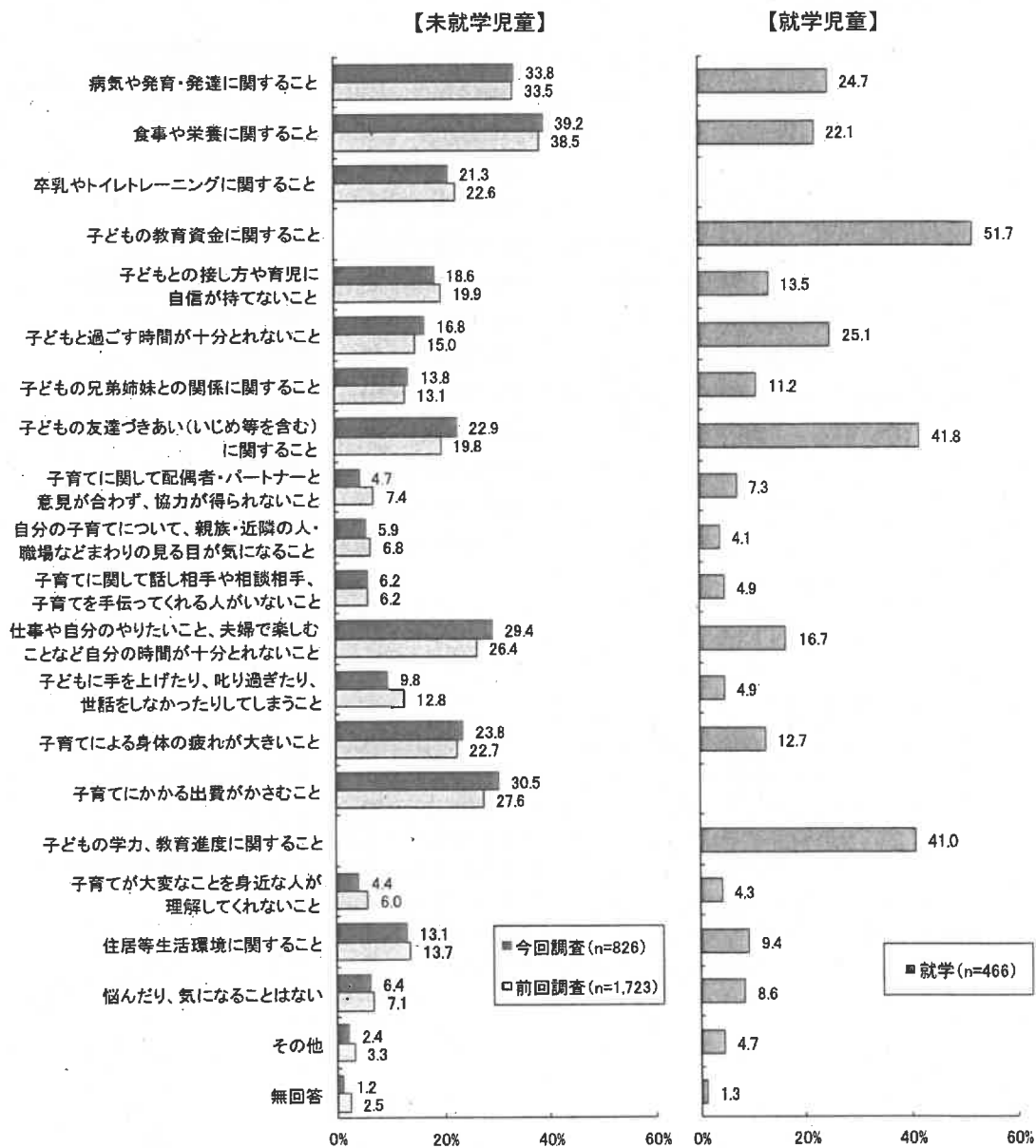


子育てに関する悩み・気になることについてみると、未就学児童は、「食事や栄養に関すること」が39.2%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が33.8%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が30.5%、「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと」が29.4%となっています。

就学児童は、「子どもの教育資金に関すること」が51.7%と最も高く、次いで「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が41.8%、「子どもの学力、教育進度に関すること」が41.0%となっています。

また、未就学児童の前回調査と比較すると、「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」や「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと」などがやや上昇し、「子どもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかったりしてしまうこと」などがやや低下しています。

図表 子育てに関する悩み・気になること（未就学児童、就学児童）【複数回答】



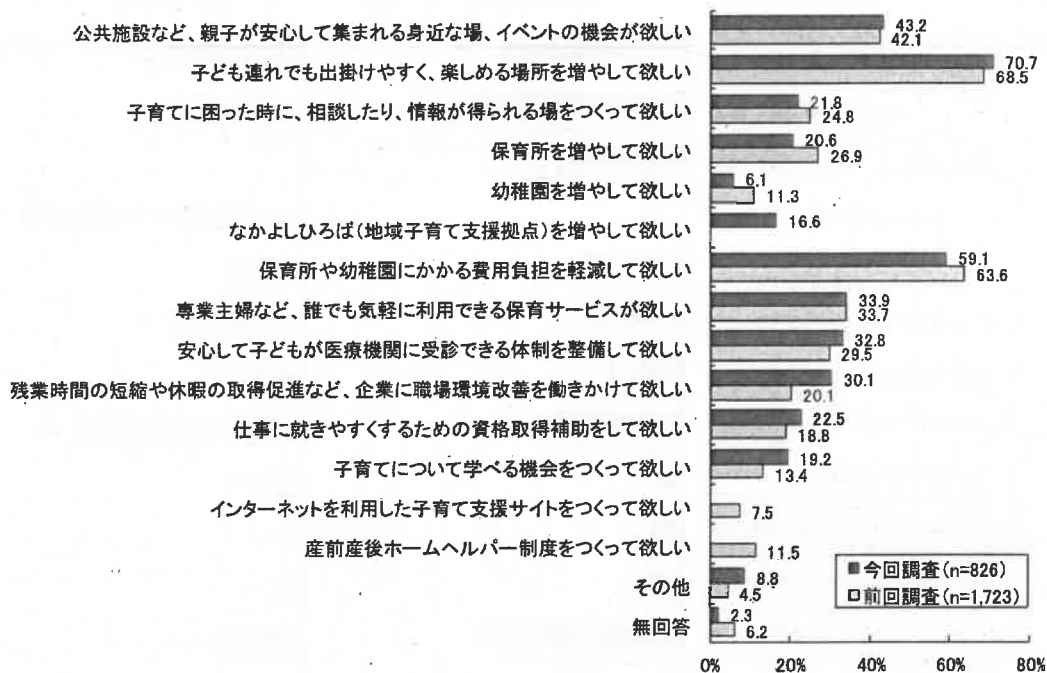
充実して欲しい子育て支援についてみると、未就学児童は、「子ども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が70.7%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が59.1%、「公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」が43.2%となっています。

就学児童は、「子育てにかかる費用負担を軽減して欲しい」が59.0%と最も高く、次いで「身近な場所に子どもが安心して過ごせる居場所を整備して欲しい」が51.1%、「子ども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が42.3%となっています。

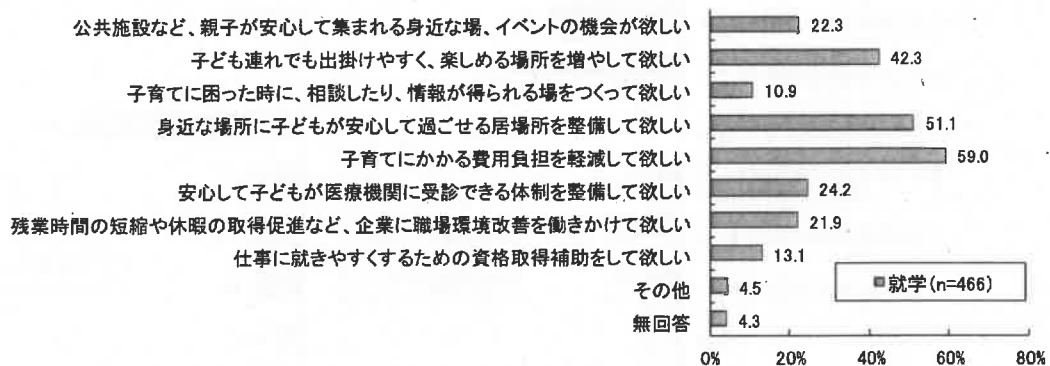
また、未就学児童の前回調査と比較すると、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に職場環境改善を働きかけて欲しい」などが上昇し、「保育所を増やして欲しい」や「幼稚園を増やして欲しい」などはやや低下しています。

図表 充実して欲しい子育て支援（未就学児童、就学児童）【複数回答】

【未就学児童】



【就学児童】



教育・保育提供区域について

1 教育・保育提供区域とは

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号）

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされている

- ・量の見込み
- ・提供体制の確保の内容
- ・実施時期

については、教育・保育提供区域ごとに定めるものとされている。

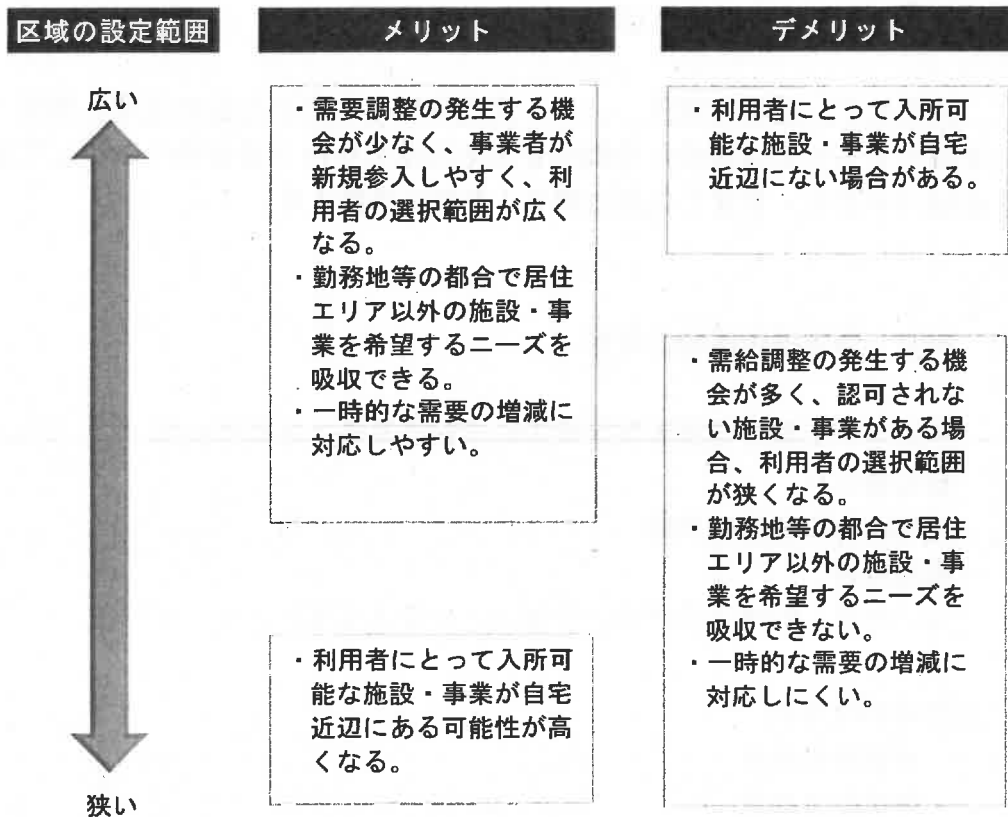
※区域の設定例

- ・小学校区単位
- ・中学校区単位
- ・行政区単位
- ・全市域 など

3 区域設定に当たってのポイント

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域であること。
- ・地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であること。
- ・教育・保育、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすること。

4 区域設定におけるメリット・デメリット



5 本市における教育・保育提供区域の設定

需給調整の柔軟性が高く、利用調整、広域性の確保等を考慮し、

「成田市全域を1つの区域」

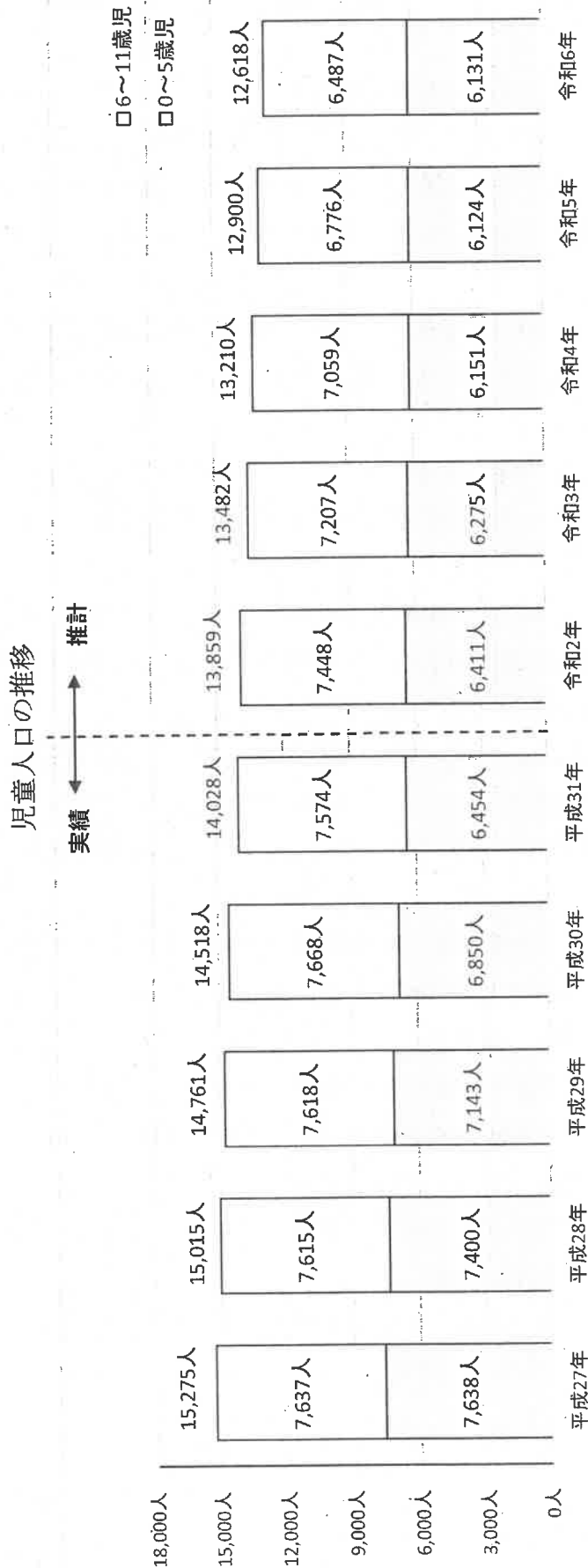
として設定する。

※この場合においても、市内各エリアにおけるサービスの提供状況やニーズ等のそれぞれの地域の実情にも十分に配慮した上で、各種事業を行っていくこととする。

計画における推計人口について

人口推計については、平成27年から平成30年3月末日時点の住民基本台帳人口を用いて、コーホート法により、人口推計を行ないました。

コーホート法：同年または同期間に出生した集団を分析し、それに基づいて将来人口を推計する方法。平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれの集団（コーホート）は平成30年4月1日で満2歳、平成31年4月1日で満3歳となる。前年4月1日にn歳の児童が翌年4月1日にn+1歳となる際の変化率を用いて人口の推計を行う。



量の見込み及び確保方策について

子ども・子育て支援事業計画の策定については、子ども・子育て支援法第 61 条において「市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」と規定されております。

このため、必須事項とされる 10 の各支援事業においては、各年度における教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算定する必要があります。

これらの量の見込みについては、先に実施したニーズ調査（アンケート調査）に基づき、人口推計や家庭の就労状況及び利用意向から、国が示す標準的な方法により算定されております。

このため、ニーズ調査を集計した結果から得られた必要量と利用実態などを踏まえた実績値に乖離があるなどの場合、自治体において原因を分析した上で補正することが可能とされております。

本市においても一部の事業において「量の見込み」を補正する方針とし、現時点での検討結果について、以下のとおり示すものです。

具体的な必須項目については、次の 10 の支援事業になります。

- (1) 保育園等合算（保育所及び認定こども園＋地域型保育）
- (2) 幼稚園合算（幼稚園及び認定こども園）
- (3) 時間外保育事業
- (4) 放課後児童健全育成事業（低学年・高学年）
- (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）
- (6) 地域子育て支援拠点事業
- (7) 一時預かり事業（幼稚園・その他）
- (8) 病児保育事業
- (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業；低学年・高学年）
- (10) 利用者支援事業

〇量の見込みの算出方法

	項目	内容
I ニーズ調査の実施	済	国の調査票を参考に実施
II ニーズ量の算出	① 人口推計	令和2年～6年の児童数を推計 ⇒平成26年から平成30年3月末日時点の住民基本台帳人口を用いて、社会動態を加味したコーホート法による推計を行った。
	②家庭類型算出	ニーズ調査結果から、家庭類型を算出 ⇒対象となる子どもの父母の有無や就労状況により、8パターンの家庭類型に分類した。
	③利用意向率算出	家庭類型別に、各事業の利用意向率を算出 ⇒現在の家庭の状況か将来どのような状況になるかを加味し、潜在的な意向を踏まえ、利用意向率を算出した。
	④ニーズ量算出	上記①と③を掛け合わせ、ニーズ量を算出 ⇒子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育事業については、1～3号の認定区分ごとにニーズ量を算出した。 ⇒地域子ども・子育て支援事業についても、利用意向率や利用意向日数を掛け合わせ算出した。
III 目標事業量の算出	①目標事業量決定	上記II-④を参考にしながら、現状や今後の展望を踏まえ、目標事業量を決定

<教育・保育の量の見込み>

- ①1号認定
(幼稚園及び認定こども園)
- ②2号認定
(幼稚園希望)
- ③2号認定
(保育所及び認定こども園)
- ④3号認定
(保育所・認定こども園+地域型)

家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)

<地域子ども・子育て支援事業の量の見込み>

- ①時間外保育事業
- ②放課後児童健全育成事業
- ③子育て短期支援(ショートステイ)
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり他
 - ・1号認定による利用
 - ・2号認定による利用
 - ・上記以外
- ⑥病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)
- ⑦ファミリー・サポート・センター(就学児)

家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	平均利用意向回数(回)	=	ニーズ量(人回)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)※	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	就労日数(日)	=	ニーズ量(人日)
家庭類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	就労日数(日)	=	ニーズ量(人日)
家庭類型別児童数	×	発生頻度	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)
家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)

※一時預かりの利用意向率(割合)は不定期事業の利用希望等に乗じて積算

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※保育の必要性の下限時間は、本市では60時間。

		母親	父親			
			1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

○ニーズ量補正の考え方

1. 実績値をベースに令和2年度の補正ニーズ量を推計する。

- ① 平成27年度から30年度の過去4ヵ年（本年度の実績が計上可能な場合は平成27年度から31年度の過去5ヵ年）の実績値の増減率を求める。
- ② 増減率の平均を求める。
- ③ 平成30年度または平成31（令和元）年度の実績に増減率の平均を乗じて、令和2年度の補正ニーズ量を算定する。

2. 補正の必要性の検討

補正を行う条件としては、次のいずれかの条件を満たした場合とする。

- ① 令和2年度の補正ニーズ量と国が示す標準的な方法により算定した推計値が10%以上乖離した場合
 - ② 平成31（令和元）年度の実績値（見込値）と令和2年度の国が示す標準的な方法により算定した推計値の乖離率が、1. ②で求めた平均増減率の2倍以上の場合
- これらの条件を適用すると、1号認定以外の項目について補正が必要となる。

3. 令和3年度から令和6年度のニーズ量推計の算出方法

- ① 国が示す標準的な方法により算定した推計値の令和3年度から令和6年度分の令和2年度の推計値に対する割合を求める。

→家庭類型別割合について、国が示す標準的な方法では計画の初年度から最終年度まで、同一の潜在的な家庭類型別割合を用いて算定を行っているが、計画最終年の令和6年度までに徐々に現状から潜在的な家庭類型別割合に移行するものと想定し、年度ごとに家庭類型別割合を変化させ算定した推計値の令和3年度から令和6年度分の令和2年度の推計値に対する割合を求める。

- ② 算出した割合を1. ③で算出した令和2年度の補正ニーズ量に乗じて、令和3年度から令和6年度の補正ニーズ量を算出する。

◇提供体制の確保

ニーズ量に対して、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、確保方策及び実施年度等を認定区分ごとに設定します。

1. 1号認定：3歳以上で教育を希望

1号認定（認定こども園及び幼稚園）

単位：人

1号認定	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	1,887	検討中				
② 確保方策	2,844					
② - ①	957					
確保方策の内容						

2. 2号認定：満3歳以上で教育・保育を希望

2号認定（認定こども園及び認可保育園）

単位：人

2号認定	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	1,504	検討中				
② 確保方策	1,778					
② - ①	274					
確保方策の内容						

3. 3号認定：満3歳未満で保育を希望

3号認定：0歳（認定こども園・認可保育園・特定地域型保育事業）

単位：人

3号認定		H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み		417					
② 確保方策	認定こども園 ・認可保育園	257	検討中				
	特定地域型保育 事業※	30					
② - ①		▲130					

3号認定：1・2歳（認定こども園・認可保育園・特定地域型保育事業）

単位：人

3号認定		H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み		955					
② 確保方策	認定こども園 ・認可保育園	826	検討中				951
	特定地域型保育 事業※	139					172
② - ①		10					12

確保方策の内容	検討中
---------	------------

※特定地域型保育事業

- ・ 小規模保育事業
 - 利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で保育サービスを提供。
- ・ 家庭的保育事業
 - 利用定員5人以下で保育者の居宅等で保育サービスを提供。
- ・ 居宅訪問型保育事業
 - 保護者の自宅で1対1で保育サービスを提供
- ・ 事業所内保育事業
 - 会社（事業所）の保育施設などで、従業員の子どもに加え地域の子どもにも保育サービスを提供

(地域子ども・子育て支援事業)

1. 延長保育事業

この事業は、保育園等において保育認定時間を超えて保育を行う事業です。

単位：人

時間外保育事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	975	1,154	1,135	1,118	1,119	1,126
② 確保方策	975	1,154	1,135	1,118	1,119	1,126
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園では、通常の8時間保育の前後に時間外保育を実施し、更に開所11時間以降の延長保育も実施している。 延長保育利用希望者に対しては、柔軟な受け入れ態勢が整っており、必要性に応じ利用可能となっている。 					

2. 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

単位：人日/年

子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	8	12	12	12	12	12
② 確保方策	8	12	12	12	12	12
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする方が利用できるように制度の周知を図る。 特定の受入れ先と年間を通じた契約により、受け入れ態勢を整える。 					

3. 放課後児童健全育成事業

この事業は、共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室などを利用し児童ホームを設置することにより、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

単位：人

放課後児童健全育成事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	1,592	検討中				
1年生	464					
2年生	413					
3年生	313					
4年生	240					
5年生	126					
6年生	36					
② 確保方策	1,510					
低学年	1,173					
高学年	337					
② - ①	▲82					
低学年	▲17					
高学年	▲65					
確保方策の内容						

単位：ヶ所

放課後子ども教室との一体型の推進	H31 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
		検討中				

4. 病児保育事業

この事業は、子どもが病気又は病気の回復期に、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に病院・保育所等において、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

単位：人日/年

病児保育事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	926	1,348	1,326	1,306	1,307	1,315
② 確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
② - ①	2,674	2,252	2,274	2,294	2,293	2,285
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ なのはなクリニック病児保育室・「ゼフィルス」、成田ナーシング保育室、めだか病児保育室の3施設、各定員6名で実施する。 					

5. 利用者支援事業

この事業は、子ども及び保護者、または妊娠している方に教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い円滑に利用できるような必要な支援を行う事業で、子ども・子育て支援新制度に基づく新たな事業です。

単位：カ所

利用者支援事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	1	2	2	2	2	2
② 確保方策	2	2	2	2	2	2
② - ①		0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育利用希望者等への情報や施設利用状況を案内するスタッフを配置し、サービスの向上を図る。 ・ 「成田市子育て支援包括支援センター」を設置し、母子健康手帳の交付の際に全ての妊婦に対し、保健師などによる面談を行い、個々に合った支援プランを作成することによって、妊娠期から就学前まで、切れ目ない支援を実施する。 					

6. 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

単位：人日/年

地域子育て支援拠点事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	81,371	78,765	78,197	78,539	78,673	79,400
② 確保方策	81,371	78,765	78,197	78,539	78,673	79,400
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	既存の7施設（公共施設3カ所、公立保育園2カ所、私立保育園2カ所）において、各施設がそれぞれの特色を生かし、利用者の確保に努める。					

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児童の預かりや送迎等、放課後児童健全育成事業関係の支援を希望する者（利用会員）と、支援を行うことを希望する者（協力会員）及びどちらも希望する者（両方会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

単位：人日/週

子育て援助活動支援事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	14	20	19	19	19	18
② 確保方策	14	20	19	19	19	18
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	利用会員数並びに協力会員数の増加に努め、組織規模を拡大し、支援内容の周知を図り利用しやすい提供体制を整える。					

8. 一時預かり事業（幼稚園・保育園他）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった児童を、主として昼間において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園

単位：人日/年

預かり保育	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	39,651	42,591	41,429	40,402	40,394	40,673
② 確保方策	39,651	42,591	41,429	40,402	40,394	40,673
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>保護者の就労等に対応した平日の授業終了後及び長期休業期間における預かり保育の充実を図る。</p> <p>一時預かり利用希望者に対しては、柔軟な受け入れ態勢が整っており、必要性に応じ利用可能となっている。</p>					

その他【保育園】

単位：人日/年

預かり保育	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	10,260	9,791	9,601	9,427	9,385	9,392
② 確保方策	11,998	16,798	16,798	16,798	16,798	16,798
② - ①	1,738	7,007	7,197	7,371	7,413	7,406
確保方策の内容	<p>既存の10施設（公立保育園7園、私立保育園3園、私立認定こども園1園）により、引き続き受け入れ態勢を維持する。</p>					

9. 妊婦健診事業

妊娠中の健康管理の向上と経済的な負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦健診14回分の助成券を発行しております。

単位：人

	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込	1,017	1,152	1,154	1,163	1,173	1,185
② 確保方策	1,017	1,152	1,154	1,163	1,173	1,185
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約医療機関により、妊婦検診事業を実施します。 					

10. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげ、乳児を育てている家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。

単位：人

	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込	946	1,037	1,039	1,046	1,055	1,066
② 確保方策	946	1,037	1,039	1,046	1,055	1,066
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制（職員数）：委託助産師及び保健師9名 ・ 実施機関：健康こども部健康増進課 					

1 1. 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保育士や家事支援ヘルパーが訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

単位：人

養育支援訪問事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込	99	116	116	116	116	116
② 確保方策	99	116	116	116	116	116
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・実施体制：保育士、保健師及び家事支援ヘルパー					

1 2. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じ助成を行います。

単位：人

養育支援訪問事業	H30 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込	469	731	711	697	681	666
② 確保方策	469	731	711	697	681	666
② - ①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・特定教育・保育施設等を通して、対象者に補足給付事業の周知を図る。					